

新潟市都市型地域おこし協力隊実施要綱（副業関係人口創出事業）

令和 5 年 7 月 7 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新潟市（以下「市」という。）が実施する「新潟市都市型地域おこし協力隊（副業関係人口創出事業）」（以下「協力隊」という。）の活動について必要な事項を定める。

（隊員の委嘱）

第 2 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者のうちから市長が選任し、委嘱する。

（1）首都圏での生業（会社勤務、個人事業。以下、「本業」という。）を有して、新潟市でのテレワークの実践が可能であること。（本業において新潟市でのテレワークの実施及び副業・兼業が許可されていること。）

（2）民間企業等での知識や経験、人的ネットワーク等を活かして、新潟市の移住・定住促進にその能力と熱意を注ぎ、自発的・計画的に行動できること。

（3）事業の効果的な実施に向けて、都市部からの視点を生かして地域住民や関係団体等と協力・連携し、その活動から地域ににぎわいや活力を生み出し、市内外へ波及できること。

（4）委嘱日の属する年の 4 月 1 日時点で、満年齢 18 歳以上であること。

（5）協力隊任期終了後も新潟市に定住意思があること。

（6）心身ともに健康で誠実に職務を行えること。

（7）普通自動車運転免許を有し、日常的に運転ができること。

（8）1 年以上継続して勤務可能であること。

（9）地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号）の対象となる人で、特別交付税措置に係る地域要件確認表の適用対象（新潟市に転入する前の住民登録地の市区町村が、国が定める「特別交付税措置に係る地域要件表」の地域要件区分欄の「3 大都市圏内都市地域」、「3 大都市圏内指定都市」又は「3 大都市圏外指定都市」に該当する）を満たし、委嘱時及び任期中に新潟市に住民票を異動することができること。

2 第 1 項の規定による隊員の選任は、公募によるものとし、その募集の方法、選任の手続等は、別に定める。

（隊員の任期）

第 3 条 隊員の任期は、会計年度内の必要な期間とし、委嘱の日から最長 1 年とする。ただし、補欠の隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、1 年を超えない範囲で、任期を更新することができる。この場合において、任期の更新は、通算して3 年を限度とする。

(隊員の職務等)

第4 条 隊員は、副業人材を積極的に受け入れる新潟市のイメージが広く定着するよう、市と連携し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域課題等解決プロジェクトの企画及び運営業務
- (2) 地域課題等解決プロジェクトに参画する副業等人材の募集業務
- (3) 副業等人材の活用促進にかかるプロモーション業務
- (4) このほか、副業等人材による関係人口創出のための業務

- 2 市長は、隊員を補助し活動の支援をするため、担当する職員（以下「担当職員」という。）を雇用・新潟暮らし推進課内に置く。
- 3 活動については、隊員と担当職員の協議のうえ実施する。
- 4 隊員は、月単位の活動計画書を作成し、前月25 日までに市へ提出する。ただし、隊員の委嘱を受けた月の活動計画書については、別に市が指定した日までに提出するものとする。
- 5 隊員は、活動報告書を作成し、活動を行った週ごとに担当職員の確認を受け、月次報告書にまとめて翌月5 日までに市へ提出する。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、隊員に対し、臨時の活動報告書の提出を求めることができる。
- 7 活動に係る費用の支出は、市の予算の範囲内とする。
- 8 市が隊員の活動支援を外部委託した場合における第3 項から第5 項で定める担当職員の役割は、委託先の業務責任者が担うものとする。

(隊員の活動時間数)

第5 条 隊員の活動時間は、1 週間あたり15 時間から20 時間の範囲とし、隊員ごとに予め定めるものとする。

(隊員の報償費)

第6 条 市長は、隊員に対し、活動の対価として報償費を支払う。隊員の報償費及び支給方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 報償費は、週20 時間活動する隊員の場合、月額160,000 円とする。
- (2) 活動時間数は、第4 条第5 項の月次報告書により確認するものとする。
- (3) 活動時間数が第5 条で定めた時間数に満たない場合は、1 時間あたりの報償費額を2,000 円と規定して計算し、支給する。この場合、隊員は、活動時間の確保に向けて活動の修正を行うものとする。
- (4) 隊員が自ら居住するために住宅を借り受け、家賃を支払う場合、その住居借

り上げにかかる費用について、1か月あたり70,000円を限度として必要に応じて住居手当として支給する。ただし、隊員名義で借り受けている物件に限るものとし、隊員が本業で勤務している会社等において家賃の補助制度がある場合は、自己負担額の範囲内で支給する。

(5) 報償費の支給日は、活動月の翌月20日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その日前で最も近い金融機関の営業日とする。

(6) 委嘱日や解嘱日が属する月など、活動期間が1か月に満たない場合は、実績に応じて支給する。

(7) 市が隊員の活動支援を外部委託した場合は、委託事業者が隊員に支払うものとする。

(隊員の活動費)

第7条 市長は、隊員に対し、協力隊の活動に必要な費用を支払う。隊員の活動費及び支給方法は次の各号のとおりとする。

(1) 協力隊として活動する際の旅費、消耗品費、通信費、施設利用料等について、1か月あたり55,000円を限度として必要に応じて支給する。

(2) 活動費の支給日は、活動月の翌月20日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その日前で最も近い金融機関の営業日とする。

(3) 委嘱日や解嘱日が属する月など、活動期間が1か月に満たない場合は、実績に応じて支給する。

(4) 市が隊員の活動支援を外部委託した場合は、委託事業者が隊員に支払うものとする。

2 隊員は、活動に必要な経費を支出する際、予め市の確認を受けるものとし、支払った費用は月次報告書にまとめて翌月5日までに市へ提出する。ただし、市が隊員の活動支援を外部委託した場合においては、経費支出の事前確認は委託事業者が担うものとする。

3 活動に車両を使用する際の任意保険は、隊員が加入するものとし、その経費については、隊員が負担するものとする。

4 住居借り上げにかかる経費のうち、第1項第2号で定める家賃以外の経費が発生した場合は、隊員が負担する。

(秘密を守る義務)

第8条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も、また同様とする。

(隊員の辞任及び解嘱)

第9条 隊員は、任期中に自己の都合により辞任しようとするときは、辞任しようとする日の30日前までに市に申出て、必要な手続きをとらなければならない。

2 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、30日前までに隊員に通知したうえで解嘱することができる。

(1) 活動の状態が良好でないとき。

(2) 健康上の理由で、活動に支障があるとき。

3 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに隊員を解嘱することができる。

(1) 活動の状態が良好でなく、活動を怠ったとき。

(2) 隊員としてふさわしくないと市長が認める非行のあったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が、隊員としての適性を欠くと認めるとき。

(庶務)

第10条 隊員に関する庶務は、新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課において行う。

(一般的損害)

第11条 活動に伴い生じた損害については、隊員がその費用を負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 活動に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、隊員は市に速やかに報告するものとし、その損害は隊員が負担及び賠償することとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。